

13. 地方分権における義務付け・枠付けの見直しについて

(1) 地方分権における義務付け・枠付けの更なる見直しについて

昨年度、閣議決定された「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（平成23年11月29日閣議決定）において、現在厚生労働省令等で定められている居宅介護支援及び介護予防支援並びに地域包括支援センターに係る基準を都道府県及び市町村の条例に委任することとされている。

これらの見直しに係る法案が今国会に提出される予定であるので、その内容等については留意いただくようお願いしたい。

【義務付け・枠付けの更なる見直しについて（平成23年11月29日閣議決定）別紙（抄）】

1 地方からの提言等に係る事項

(4) 介護保険法（平9法123）

- ・ 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者が有する従業者の員数に関する基準（81条1項、115条の24第1項）並びに支援の事業の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（81条2項、115条の24第2項）を、条例（制定主体は、指定居宅介護支援事業者の基準については都道府県、指定都市及び中核市、指定介護予防支援事業者の基準については市町村）に委任する。

条例制定の基準については、介護支援専門員等の従業者の資格に関する基準に係る規定、配置する従業者の員数に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は「従うべき基準」とし、その他の運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に係る規定は「参酌すべき基準」とする。

- ・ 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準（115条の45第4項）を、条例（制定主体は、市町村）に委任する。

条例制定の基準については、保健師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定は「従うべき基準」とし、その他の基準に係る規定は「参酌すべき基準」とする。

(2) 義務付け・枠付けの見直しに係る施行調査について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」において、介護保険法の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めることとされていた介護保険サービスの指定基準については、法の施行の日から起算して1年を超えない期間内に各自治体において条例制定することとされている。

また、「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月22日閣議決定）において、「地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化」及び「ショートステイに係る基準の見直し」が事項として挙げられており、これらに関して法律の「施行状況について検証する」とされている。これについては、平成25年2月12日付け事務連絡において、各自治体において制定された条例の内容、条例制定に際して寄せられた意見等について、情報提供の協力をお願いしている。御多忙の折であるが、御協力のほどよろしくお願いしたい。

各自治体から寄せられた情報については、取りまとめた上で、今後必要に応じて情報提供等を行っていく予定としている。今後も、関係法令及び条例の円滑な施行に特段の配意を図られたい。

【規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日 閣議決定）】

ライフイノベーション分野

⑤地域における包括的サービスにおける事業者間連携の柔軟化

法人格を持たない民法上の組合や有限責任事業組合による事業の実施については、地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）に基づき、今国会で成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、申請者の法人格の有無に関する基準が「従うべき基準」とされたところであり、本法の施行状況について検証する。（平成23年度以降検討）

⑥ショートステイに係る基準の見直し

単独型のショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」において、利用定員数は「標準」とされ、人員置基準は「従うべき基準」とされたところであり、その施行状況について検証する。（平成23年度以降検討）